

第420回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和5年2月22日(水) 10:00～10:13

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員

○横山委員長　それでは、皆さん、おはようございます。ただいまから「第420回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○日高課長補佐　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきましては、情報公開請求があった場合には、その対応につきましては、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、まず議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、日高課長補佐から御説明をお願いいたします。

○日高課長補佐　総務課の日高でございます。よろしく願いいたします。

資料3を御覧ください。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の

特例認可等について」でございます。

4行目以下、「(趣旨)」に記載してございますとおり、以下に記載する申請者、合計31者から、2023年2月17日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料3-1のとおり、経済産業大臣から意見の求めがございました。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、御検討いただくものでございます。

10行目以下、申請者が列挙されておりますので、御確認ください。

43行目以下でございますけれども、今回の申請(31件)の概要でございます。

「電気」につきましては、特定小売供給約款関係10件、託送供給等約款関係10件、離島等供給約款関係7件、「ガス」につきましては、指定旧供給区域等小売供給約款関係1件、託送供給約款関係3件の申請が出てきているということでございます。

「内容」でございますけれども、70行目以下を御覧ください。

「電気」に関しましては、コロナの影響によりまして、緊急小口資金等の貸付けを受けている需要家等から、一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、2020年3月から2022年12月検針分の各電気料金の支払期限を、原則としてそれぞれ5か月間延長し、2023年1月より2月検針分の電気料金の支払期限を、原則として4か月間延長し、2023年3月及び4月検針分の電気料金の支払期限を、原則として3か月間延長し、2023年5月及び6月検針分の電気料金の支払期限を、原則として2か月間延長し、2023年7月及び8月検針分の電気料金の支払期限を、原則として1か月間延長するというものでございます。

「ガス」に関しましても、基本的に同じでございますが、始期が少し異なっておりまして、85行目でございますけれども、電気の場合は2020年3月からとなっておりますが、ガスの場合は2020年2月から2022年12月の各ガス料金の支払期限を、原則としてそれぞれ5か月間延長する。2023年1月以降の分に関しましては、電気と同じ形でそれぞれ4か月、3か月、2か月、1か月ずつ延長するという申請でございます。

92行目以下でございますけれども、「本供給条件による供給を必要とする理由」でございます。2020年3月19日に経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して、電気及びガス料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われました。

これを踏まえまして、特定小売供給約款等以外の供給条件を設定しているところ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を更に延長する等の措置が必要ということでございます。

電気料金について御説明しておりますが、ガスも基本的に同様でございます。

これらの申請に対する「経済産業大臣への回答」につきまして、102行目以下を御覧ください。

本申請（31件）の供給条件につきましては、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられます。

これを踏まえまして、資料3-2のとおり、委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可等をするに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異存：なし）

異存がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について」に関しまして、高橋管理官から御説明をお願いいたします。

○高橋小売取引検査管理官 NW事業監視課の高橋でございます。資料4を御覧ください。私からは「一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について」、御説明申し上げます。

5行目、「(趣旨)」のところですが、東京ガスネットワーク株式会社から、令和5年2月8日付けで経済産業大臣宛てに託送供給約款の変更の認可申請がありました。そして、2月14日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会委員長に対して意見の求めがありましたので、この認可申請に係る委員会としての回答について御確認を頂く、御審議いただくものでございます。

なお、今回の約款の変更の認可申請は、以前に御審議いただきました東京ガスの供給区域の減少(減区)、これを反映するための申請となっていることを申し添えさせていただきます。

主なポイントとしては、15行目以降を御覧ください。

「経緯」としまして、東京ガスNWは、供給区域となっている所沢市の一部、ここで、所沢市による土地区画整理事業がありまして、これによって道路の線形が変更となります。そうすると、区域の境界を判断することができなくなるので、この区画整理後の新しい道路線形を考慮しますと、隣接する武州ガスで、その区域を供給区域とする、武州ガスの供給区域とすることが合理的であるという判断をなされました。

このため、先般、供給区域を減少する申請がありまして、当委員会にも意見聴取がありまして、異存のない旨を回答して、経済産業大臣から許可があったということでございます。

これを受けまして、今度は、その部分を約款に反映するというものでございまして、まずは、法令手続としましては、区域の減少の許可申請、それを反映する約款、今回の約款の変更ということでございます。この供給区域の減少は、4月1日付けでなされる予定ということでございます。

先般、御審議いただいた内容と同様でございますが、34行目以降、変更前の区域が所沢市、ここに書いてある区域(番地等)になります。それで、「(変更前)」から「(変更後)」と書いてあるここを、約款に反映させるというものでございます。

67行目以降ですが、認可申請に係る意見につきましては、75行目以降もそうですが、審査事項としましては、この約款の変更によって託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないとか、不当な差別的取扱いをするものでないことなどありますけれども、いずれも、今回この区域変更のところには需要家が存在しませんので、特に悪影響を及ぼすことはないと考えております。

したがって、109行目以降ですが、当委員会としましては、経済産業大臣がこ

の認可をすることについて異存がない旨の回答をすることとしたいと考えております。

回答文につきましては、15ページにお付けしております。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○日高課長補佐　事務局から1点、お伝えいたします。

前回の委員会からの間に3件、書面開催を行っております。

一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について」につきまして、2月14日に書面開催を実施し、認可をすることに異存はない旨、委員長及び委員の皆様にご了承いただいております。

また、一般送配電事業者関係の事案につきまして、2月10日並びに2月14日付けで事務局の案のとおり、今後の対応について決定をしております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——